

大阪市水道局庁内管理規程の一部を改正する規程

大阪市水道局庁内管理規程（昭和62年大阪市水道事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
大阪市水道局 <u>庁舎</u> 管理規程 (目的) 第1条 この規程は、別に定めがあるものを除くほか、 <u>別表に掲げる大阪市水道局の庁舎（敷地及び付帯設備を含む。以下「<u>庁舎</u>」という。）</u> の管理に関して必要な事項を定めることにより、 <u>庁舎</u> の保全及び秩序の維持並びに美観の保持を図り、公務の円滑かつ適正な遂行に資することを目的とする。	大阪市水道局 <u>庁舎</u> 管理規程 (目的) 第1条 この規程は、別に定めがあるものを除くほか、 <u>大阪市水道局の庁舎（別表に定めるところによる。）</u> 及びその敷地内（以下「 <u>庁内</u> 」という。）の管理に関して必要な事項を定めることにより、 <u>庁内</u> の保全及び秩序の維持並びに美観の保持を図り、公務の円滑かつ適正な遂行に資することを目的とする。
(適用上の注意) 第2条 この規程の適用にあたっては、市民の <u>庁舎</u> の利用を不当に妨げないよう留意しなければならない。	(適用上の注意) 第2条 この規程の適用にあたっては、市民の <u>庁内</u> の利用を不当に妨げないよう留意しなければならない。
(<u>庁舎管理者</u> の設置等) 第3条 <u>各</u> <u>庁舎</u> の管理を行わせるため、 <u>各</u> <u>庁舎</u> に <u>庁舎管理者</u> を置く。 2 <u>庁舎管理者</u> は、別表のとおりとする。	(<u>内</u> <u>管理</u> <u>者</u> の設置等) 第3条 <u>各</u> <u>庁内</u> の管理を行わせるため、 <u>各</u> <u>庁内</u> ごとに <u>内</u> <u>管理</u> <u>者</u> を置く。 2 <u>内</u> <u>管理</u> <u>者</u> は、別表のとおりとする。

[削る]

3 庁舎管理者に事故があるとき又は庁舎管理者が欠けたときは、あらかじめ庁舎管理者が指定する職員が、庁舎管理者の職務を行う。

(庁舎内事務室の管理)

第3条の2 課、浄水場、設備保全センター、水質管理研究センター及び水道センターが庁舎において専用する事務室（会議室、倉庫等を含む。以下同じ。）の管理は、前条の規定にかかわらず、当該課長、場長及び所長（以下「所管課長等」という。）が行う。

2 庁舎管理者は、庁舎の管理上必要と認めるとときは、所管課長等に対し、事務室の管理に関する報告を求め、又は庁舎の管理上必要な措置を講ずるよう求めることができる。

3 庁舎管理者は、所管課長等の要請に基づき、当該事務室の管理上必要な措置を講ずることができる。

[削る]

(門扉の開閉)

第4条 庁舎の門扉は、通常の登庁時刻前に開き、通常の退庁時刻後に閉じる。ただし、庁舎管理者が必要と認めるときは、その開閉時刻を変更することができる。

(庁舎等の出入り)

3 庁内管理者は、所属する事業所について、庁内管理者の職務を代行する職員を指定することができる。

4 庁内管理者に事故があるとき又は庁内管理者が欠けたときは、あらかじめ庁内管理者が指定する職員が、庁内管理者の職務を行う。

(庁舎内事務室の管理)

第3条の2 課、浄水場、設備保全センター、水質管理研究センター及び水道センターが庁舎において専用する事務室（会議室、倉庫等を含む。以下同じ。）の管理は、前条の規定にかかわらず、当該事務室を所管する課長、所長及び場長（以下「所管課長等」という。）が行う。

2 庁内管理者は、庁舎の管理上必要と認めるとときは、所管課長等に対し、その所管する事務室の管理に関する報告を求め、又は庁舎の管理上必要な措置を講ずるよう求めることができる。

3 庁内管理者は、所管課長等の要請に基づき、当該事務室の管理上必要な措置を講ずることができる。

4 所管課長等が不在のときは、所管課長等があらかじめ指定する職員が事務室の管理を行う。

(門扉の開閉)

第4条 庁内の門扉は、通常の登庁時刻前に開き、通常の退庁時刻後に閉じる。ただし、庁内管理者が必要と認めるときは、その開閉時刻を変更することができる。

(庁内等の出入り)

第5条 庁舎管理者又は所管課長等(以下「庁舎管理者等」といふ。)は、管理上必要と認めるときは、その管理に属する庁舎又は事務室(以下「庁舎等」といふ。)に出入りしようとする者に対し、その氏名、出入りの目的等を明らかにすることを求めることができる。

(許可を要する行為)

第6条 庁舎等において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、庁舎管理者等の許可を受けなければならない。

[(1)~(6) 略]

(7) 前各号に掲げるもののほか、庁舎等の管理上支障を及ぼすおそれのある行為で大阪市水道局長(以下「局長」といふ。)が定めるもの

[削る]

2 庁舎管理者等は、前項の許可に、庁舎等の管理上必要な範囲内で条件を付すことができる。

(駐車等の制限)

第7条 庁舎管理者は、庁舎の管理上必要と認めるときは、庁舎における車両の通行若しくは駐車を制限し、又はこれらを禁止することができる。

(行為の禁止)

第8条 庁舎等においては、何人も、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

第5条 庁内管理者又は所管課長等(以下「庁内管理者等」といふ。)は、管理上必要と認めるときは、その管理に属する庁内又は事務室(以下「庁内等」といふ。)に出入りしようとする者に対し、その氏名、出入りの目的等を明らかにすることを求めることができる。

(許可を要する行為)

第6条 庁内等において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、庁内管理者等の許可を受けなければならない。

[(1)~(6) 同左]

(7) 前各号に掲げるもののほか、庁内管理者等が、庁内等の管理上支障を及ぼすおそれがあると認める行為

2 水道局庁舎の事務室は、事業施行上又は公益上必要がある場合、事業の目的及び用途を妨げない限度において、庁内管理者の許可を受けた者に限り使用することができる。

3 庁内管理者等は、前2項の許可に、庁内等の管理上必要な範囲内で条件を付すことができる。

(駐車等の制限)

第7条 庁内管理者は、庁内の管理上必要と認めるときは、庁内における車両の通行若しくは駐車を制限し、又はこれらを禁止することができる。

(行為の禁止)

第8条 庁内等においては、何人も、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

<p>[(1) 略]</p> <p>(2) <u>庁舎、備品その他の物件の破損又は汚損</u></p>	<p>[(1) 同左]</p> <p>(2) <u>庁内又は備品等の物件の破損又は汚損</u></p>
<p>[(3) 略]</p> <p>(4) <u>脅迫、威圧的な言動、暴言、けん騒その他の不適当な言動を行うこと</u></p>	<p>[(3) 同左]</p> <p>[新設]</p>
<p>(5) <u>職員に対して面会を強要すること</u></p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、<u>庁舎等</u>における秩序を乱し、又は公務の円滑な遂行を妨げる行為</p>	<p>[新設]</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、<u>庁内等</u>における秩序を乱し、又は公務の円滑な遂行を妨げる行為</p>
<p>(違反行為に対する措置)</p> <p>第9条 <u>庁舎管理者等</u>は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、<u>庁舎等</u>への立入りを禁止し、許可を取り消し、当該行為を禁止し、又は当該行為の中止、<u>庁舎等</u>からの退去若しくは物件等の撤去を命ずることができる。</p>	<p>(違反行為に対する措置)</p> <p>第9条 <u>庁内管理者等</u>は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、<u>庁内等</u>への立入りを禁止し、許可を取り消し、当該行為を禁止し、又は当該行為の中止、<u>庁内等</u>からの退去若しくは物件等の撤去を命ずることができる。</p>
<p>[(1) 略]</p> <p>(2) <u>第6条第1項の規定に違反し、又は同条第2項の規定により付された条件に違反する者</u></p> <p>(3) <u>第7条の規定により庁舎管理者が行う制限又は禁止に従わなかった者</u></p>	<p>[(1) 同左]</p> <p>(2) <u>第6条第1項又は同条第2項の規定に違反し、又は同条第3項の規定により付された条件に違反する者</u></p> <p>[新設]</p>
<p>(4) <u>〔略〕</u></p> <p>2 <u>庁舎管理者等</u>は、前項の規定による物件等の撤去命令に従う者がないとき又は当該命令を行うべき相手方が判明しないときは、自ら当該物件等を撤去することができる。</p>	<p>(3) <u>〔同左〕</u></p> <p>2 <u>庁内管理者等</u>は、前項の規定による物件等の撤去命令に従う者がないとき又は当該命令を行うべき相手方が判明しないときは、自ら当該物件等を撤去することができる。</p>
<p>(職員等の協力)</p> <p>第10条 職員及び第6条の規定に基づく許可を受けて<u>庁舎等</u>を使用する者は、<u>庁舎管理</u></p>	<p>(職員等の協力)</p> <p>第10条 職員及び第6条の規定に基づく許可を受けて<u>庁内等</u>を使用する者は、<u>庁内管理</u></p>

者等及びこれらを補助する職員の指示に従い、庁舎等の管理について協力しなければならない。

(施行の細目)

第11条 この規程の施行について必要な事項は、局長が定める。

別表（第1条及び第3条関係）

庁舎	庁舎管理者
[略]	
大阪市北部水道センター	[略]
<u>水道記念館</u>	<u>総務部総務課長</u>
<u>体験型研修センター</u>	<u>総務部研修・厚生担当課長</u>
<u>お客さまセンター</u>	<u>総務部お客さまサービス課長</u>

備考 庁舎には庁舎管理者が所管する事業所等を含む。

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

者等及びこれらを補助する職員の指示に従い、庁内等の管理について協力しなければならない。

(施行の細目)

第11条 この規程の施行について必要な事項は、別に定める。

別表（第1条及び第3条関係）

庁舎	庁内管理者
[同左]	
大阪市北部水道センター	[同左]
[新設]	
[新設]	
[新設]	

備考 庁舎には庁内管理者が所管する事業所等を含む。

附 則

この規程は、令和8年1月1日から施行する。